

# 愛知大学野球連盟 役員選考規程

(会長)

第1条 会長は、加盟大学の総長、学長等の大学責任者の中から、常任理事会が候補者を選出し、理事会と総会の了承を得るものとする。

(副会長)

第2条 副会長は、本連盟における経歴等を考慮し、常任理事会が候補者を選出し、理事会と総会の了承を得るものとする。2名まで選出できる。

(理事長)

第3条 理事長は、会長、副会長および常任理事の互選による3名の委員により設置する理事長選考委員会が適任者を常任理事会に推薦し、理事会と総会の了承を得るものとする。

(事務局長)

第4条 事務局長は、過去の理事経験者等の中から常任理事会が適任者を選出し、理事会と総会の了承を得るものとする。

(常任理事)

第5条 常任理事9名は、選出時における各部の構成を基礎として、次のように選出する。

- (1) 1部の各加盟大学の理事から1名(合計6名)を選出し、常任理事会の議を経て、理事会と総会の了承を得るものとする。
- (2) 2部加盟大学の理事による互選で2名を選出し、常任理事会の議を経て、理事会と総会の了承を得るものとする。
- (3) 3部加盟大学の理事による互選で1名を選出し、常任理事会の議を経て、理事会と総会の了承を得るものとする。

(補充選挙)

第5条 会長、副会長、理事長、事務局長、常任理事に欠員を生じ、常任理事会が必要と認めた場合、補充する。なお、その際の任期は、前任者の残存期間とする。

(会計監査)

第6条 連盟の会計監査は、年度初めに常任理事会が常任理事を選出している加盟校以外の理事から2名を選考し、理事会・総会に推薦し承認を得るものとする。任期は1年とする。

(規程改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の議決を必要とする。

(付則)

本規程は、2010年8月25日から施行する。

(理事長、事務局長の専任化と常任理事定数の変更にもなう改正)

本規程は、2012年4月1日から施行する。ただし、以下のような移行措置をとる。

- (1) 現在の会長および副会長、理事長、事務局長、常任理事に関しては、新規規程を準用する。なお、任期は、新規規程の任期1期目と置き換え、2012年12月31日までとする。
- (2) 現在の3部・4部・5部の理事から互選により1名の常任理事を追加し、第5条(3)の常任理事として置き換える。なお、任期は、2012年12月31日までとする。
- (3) 第5条(3)の常任理事数は、新規規程による3部加盟大学が12校になった時点で2名とする。

本規程は、2012年7月1日から施行する。

(部制の再編等に伴う改正)